淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の主な改正内容

① 理学療法士等のみなし保育士化

② 3歳児の職員配置基準に係る経過措置期限の明示



改正① 理学療法士等のみなし保育士化

次の専門職を、一定の要件を満たす場合に**1人に限り**、保育士とみなすことができるようにします。

対象となる専門職（新たに追加）



- 理学療法士（PT）
- 作業療法士（OT）
- 言語聴覚士（ST）
- 心理担当職員 等

支援体制の確保

看護師等（保健師・看護師・准看護師）と上記の専門職のいずれもが保育を行う場合は、**それぞれを支援する保育士を別に確保**します。

改正② 3歳児の職員配置基準に係る経過措置期限の明示

年齢に応じた職員配置基準の経過措置の期限を、次のとおり明示します。

満3歳以上 満4歳未満の児童	満4歳以上の児童
令和10年3月31日まで	**当分の間** （従前の基準によることが可能）



みなし保育士の要件



- ✅ 上記のいずれかの専門職であること
- ✅ 障害児の療育等の業務に５年以上従事した経験を有すること（該当する者に限る）
- ✅ 子育てに関する知識及び経験を有すること

対象となる施設



- 小規模保育事業Ａ型
- 小規模保育事業Ｂ型
- 事業所内保育事業（保育所型）
- 小規模型事業所内保育事業

ポイント

- ①と②は、内容の異なる別の改正です。
- みなし保育士は、１人に限り保育士の配置人数に算入できます。